

冷戦期を中心とした戦後日本の インテリジェンス・コミュニティー

日本大学危機管理学部

小谷 賢

戦後日本のインテリジェンスの課題①

- 縦割りを克服し、組織間の情報共有を実現できるか？

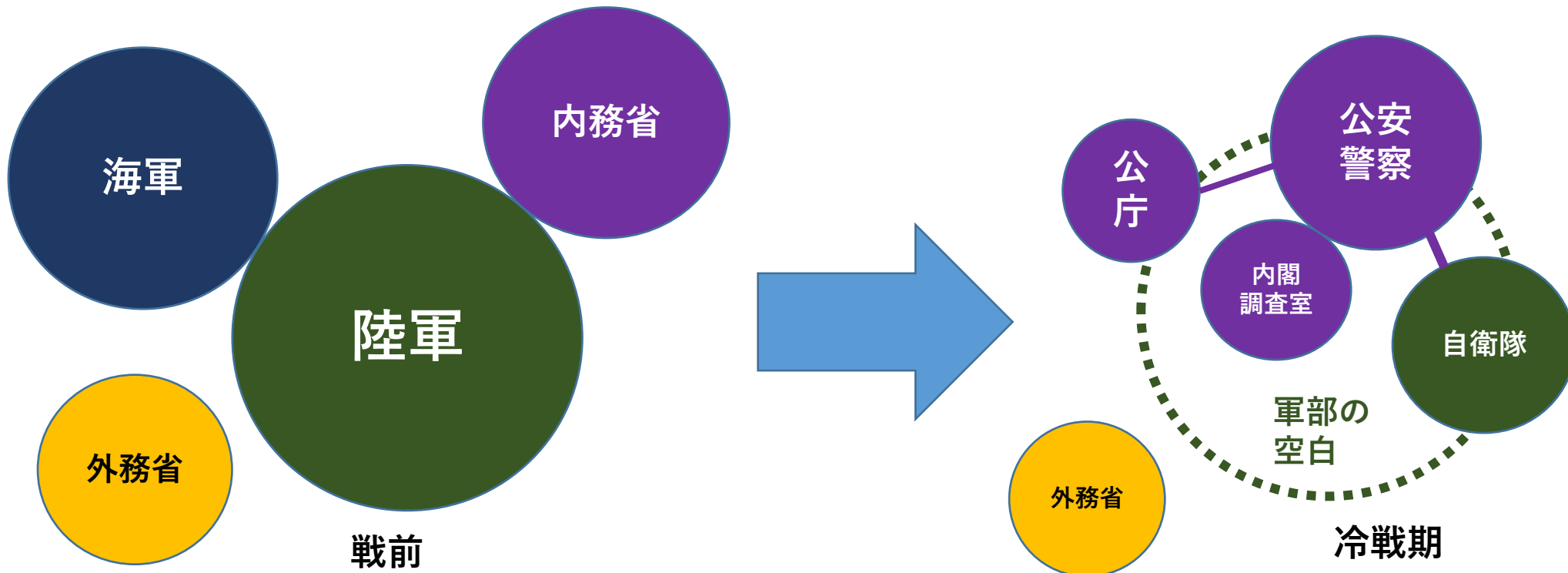
私は2012年、内閣情報調査室（内調）の次長を半年務めました。当時、外務省や防衛省、警察庁、公安調査庁、内調が集めた公開情報をデジタル化し、共有するプラットフォームを作ろうと考えました。しかし、強い反発に遭って実現しませんでした。誰でもアクセスできる公開情報でさえ、共有できないほど問題は深刻でした



兼原信克・元NSS次長

戦後日本のインテリジェンスの課題②

- 本格的な中央情報機関、対外情報機関を創設できるか？
- 戦前は陸海軍が消滅したことで、インテリジェンス・コミュニティの核がなくなった。



1945年8月14日の出来事

- 昭和天皇がポツダム宣言の受諾を決断→日本陸軍の中枢である市ヶ谷台では機密文書の焼却が一斉に始まる。
- 陸軍特種情報部の北多摩通信所では、8月12日に通信傍受によって日本のポツダム宣言受諾を察知し、その直後から暗号書などの焼却が始まっていた。
- 終戦後、通信傍受員に対して「傍受や暗号解読という仕事をしていたことが分かれると戦犯になる恐れがあり、危ない。東京を離れ、山の中に隠れているように」との指示が下される。
- 私がインタビューを試みた方は、2006年になってようやく証言してくださった。

占領軍による旧軍の情報能力調査

- 最初に調査対象となったのは、参謀本部二部長（情報）を務めた有末精三・元陸軍中将。有末は自己保身のため、隠し持っていた情報関連の資料を米軍との交渉材料に→GHQのチャールズ・ウィロビー少将との関係を築くことに成功。
- 通信傍受や暗号解読については、関係者が口を噤んだため、実態は明らかにならず→米軍の報告書には「日本軍による暗号解読は一部を除いては成功しなかった」との記述が散見される→戦後の俗説となる。
- 1949年1月に、陸軍中央特種情報部第5課長だった中野良次・元陸軍少将やその部下であった釜賀一夫・元少佐らがGHQに呼び出され、暗号解読についての尋問を受けた。事情の分からない原は米軍の目の前で米軍暗号を解いてしまったので驚愕される。原「Before Breakfast!」
- 中国では日本の能力の高さは認識されており、関東軍特種情報部長を務めたソ連暗号の専門家の大久保俊次郎・元陸軍大佐は中国国民党の暗号解読活動に協力している。

共産主義の脅威と有末機関

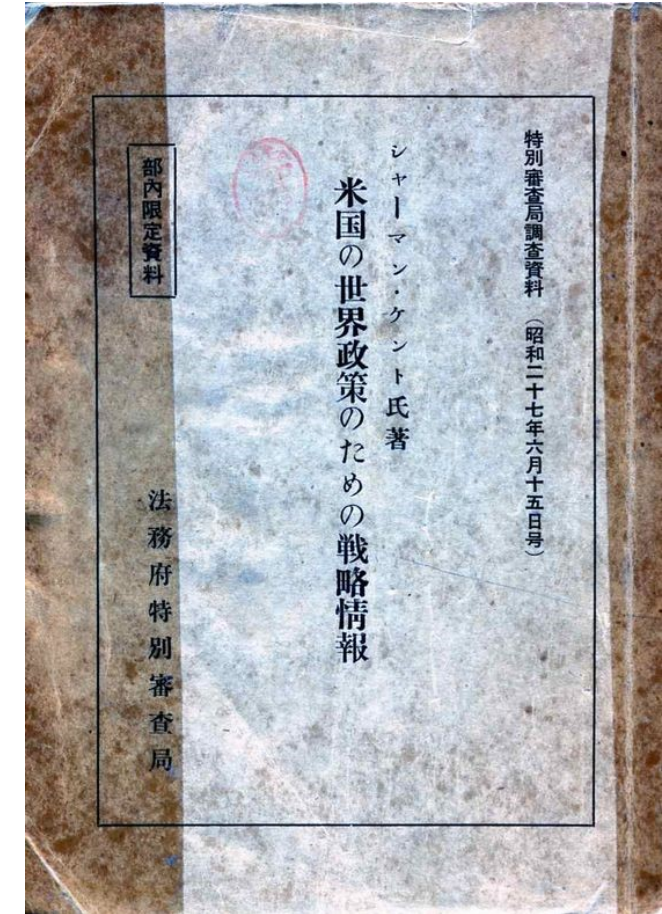
- GHQが危惧したのは、戦後、日本の軍国主義の復活（極右）と共産主義勢力（極左）の浸透。GHQのウィロビーは後者を特に警戒。
- 1947年4月にウィロビーは『総司令部への左翼主義者の浸透状況』を作成し、マッカーサーに危機を訴える。
- その後太平洋戦争の戦史編纂という名目で、ウィロビーの下に民間諜報局（CIS）が設置され、そこに有末や服部卓四郎ら旧日本陸海軍の軍人40名が集められる→有末機関へと成長。
- 有末機関の目的：①米国に関する情報収集、②ソ連に関する情報収集、③宇垣一成・元陸軍大臣の復活、④治安維持隊の創設
- 竹松工作：GHQの予算を使い、有末らが対外情報網を築く工作。ソ連、中国、北朝鮮の電波を傍受するための傍受基地の設置や、ウラジオストクや大連のソ連艦船の運航を監視するため日本の漁船と漁師を雇用。

公安インテリジェンスの系譜

- GHQは、1945年10月4日に「連合軍最高司令部発帝国政府に対する覚書（人権指令）」を発し、治安維持法や軍機保護法等、国民の人権を侵害する類の法律を廃止、さらにその法執行組織であった特高や外事警察をも廃止。
- 治安維持法の撤廃と政治犯釈放要求により約220名の共産党員が出獄し、合法化される。
- 軍事力を失い、特高まで失った日本政府には治安を維持する術がなくなる。東久邇宮内閣は国内の治安維持に責任が持てないとして総辞職。
- 「公安インテリジェンス」とは、警察が扱う警備・外事情報と公安調査庁が扱う情報の総称。

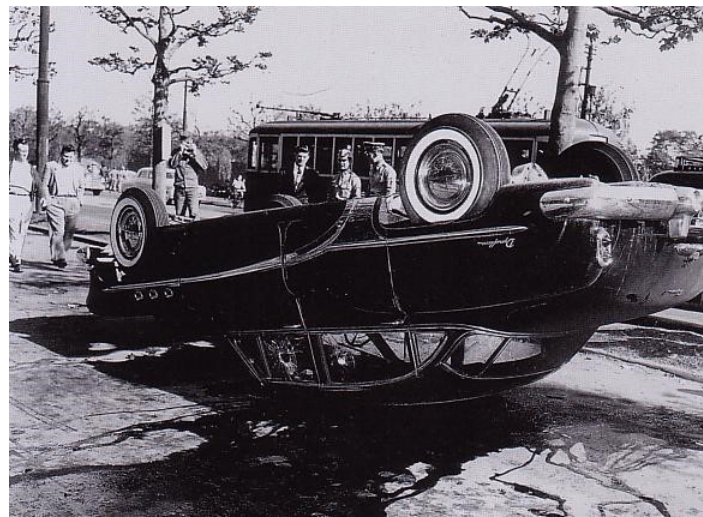
内務省の解体

- 12月19日には内務省分課規定の改正によって内務省警保局内に公安課が設置され、最低限の実行力が確保。課長は村井順。
- 1947年末に内務省解体→国家地方警察と法務庁特別審査局（後の公安調査庁）に分化。
- 法務庁特別審査局の極初期の仕事は、シャーマン・ケント『米国の世界政策のための戦略情報（Strategic Intelligence for American World Policy）』の海賊版翻訳の出版。
- 甲谷悦雄元大佐ら旧軍人も参加。
- 警察は戦前の中央集権的な組織から地方分散的な組織となるも、警察官僚は徐々に中央集権化を画策。



公安調査庁の誕生と破防法の制定

- 日本共産党はソ連の指導の下、「五一年綱領」を採択し、「日本の解放と民主的変革を、平和な手段によって達成しうると考えるのは間違いである」として、武力による革命方針を明確に。
- 1952年5月2日には東京で左翼団体による「血のメーデー」事件を引き起こす。
- 吉田政権は1952年3月28日に公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、破壊活動防止法案（破防法）を閣議決定。公安調査庁の誕生。



復活する警察機構

- 1952年4月1日、警視庁警備第二部公安第三課として戦前から存在していた外事警察が復活。第一課は庶務、共産党の捜査、第二課は労働運動、文化、学術団体に関する情報収集で、第三課が各国の情報機関に対する防諜を担当。
- 1954年の警察法：分権化されていた国家地方警察と自治体警察は都道府県警察に一元化され、国家公安委員会と警察庁長官の下に地方分権制と中央集権化されたハイブリッドな警察組織を構築。
- 1959年9月には警視庁公安部第三課が外事課として、警視庁も外事警察を持つことになった。

警察と公調の住み分け

- 警察の方は治安維持と法執行が主務であり、公安調査庁の方は破防法に基づく団体規制とそれに伴う調査、という住み分け。しかしお互いをライバル視。
- 団体規制に関する限り、公安調査庁の調査に基づいて警察が検挙を担当するという役割分担のため、GHQの意向で国内情報を担当する公調第1部に警察官僚の柏村信雄を任命。この関連は現在まで続いている。
- 警察官僚の丸山昂「対諜報活動は、警察的機能であって、法執行機関によって運営されなければならないものであるとするならば、現在の日本の対諜報機関は、外事警察組織とするのが適当であるし、又そうすべきものであると思われる」

中央情報機関構想の源流

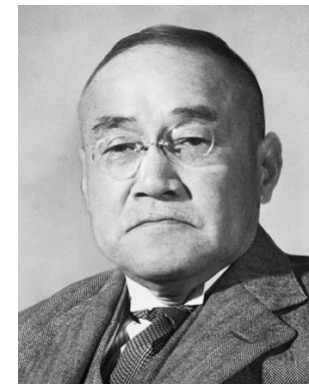
- 1949年の春頃、G-2の傘下にジャック・キャノン米陸軍中佐を長とする「Z機関（キャノン機関）」が設置され、日本国内で反共的な秘密工作活動を実施。
- 1951年1月、このキャノンとZ機関に所属していた朝鮮系米軍人の延禎少佐が大磯の吉田茂別邸を訪れた際に、二人は吉田総理から対外情報機関の構想について相談される。
- 吉田は当時公職追放の身であった緒方竹虎を長とした情報機関の構想をキャノンに伝える。緒方は戦前、朝日新聞の記者として活躍し、戦中は小磯内閣で情報局総裁を務めていた。
- 事務方には元総理秘書官で国家地方警察本部警備課長の村井順を抜擢。キャノンもこの人事に賛同。

2つのプラン

- プラン1：村井と工藤真澄警視が主導して、国の内外から情報を集めて分析し、内閣に提言する機関設置を趣旨とした内閣情報室の設置案を構想。
- プラン2：警察の主導権を恐れた外務省が「内閣情報局設置計画書」を作成。
- 吉田は村井の案を採択。「諸般の情報を収集、総合、調整し、併せて国民に対する弘報宣伝の統一的企画を行うために内閣に調査室を設置する」
- 1952年4月9日、吉田首相は総理府令第9号によって総理府に内閣総理大臣官房調査室（後の内閣情報調査室）を設置。

調査室の所掌事務

- 「調査室においては政府の重要施策に関する情報の収集、調査し、これに関する各行政機関の事務の総合、調整に関する事務をつかさどる」
- 情報を定期的に官房長官に報告。公職追放されていた緒方竹虎が復歸すると、官房長官に任命。吉田総理、緒方官房長官、村井室長という政官のトライアングルが形成される。
- GHQなき後、日本ではCIAの存在感が増す。CIAは吉田や緒方、日本テレビの正力松太郎らに目を付け、資金援助などを行う。特に緒方とCIAの関係は緊密で、CIAからは「POCAPON」と呼ばれる。



吉田



緒方



村井

議論の俎上に上がる調査室

- 日本版CIAかプロパガンダ組織か？→世論の反発を考えれば後者。しかし緒方の構想は前者。
- 緒方は世論の反応を伺うため、1952年11月「新情報機関設置」構想として、海外のニュース等から情報を収集する案を発表。しかしマスコミは猛反発し、これが世論にも飛び火。「情報機関＝戦前の監視社会、言論統制」というイメージが定着。
- 高木惣吉・元海軍調査課長「第5次吉田内閣のころと思うが、内閣情報部をつくるということが問題になったことがある。すると新聞やラジオはすぐに戦争中の情報局を連想して、また報道や世論の干渉を目論んでいるのではないかと一斉に反対したが、政府でも一向にその趣旨の説明もしないで立消えとなってしまったが、これは朝野ともにインテリジェンスとインフォメーションの区別がはっきりしていない証拠である。」
- 当初想定されていた10億円の予算は1.5億円に減額。

村井闖ドル事件

- 1953年8月、村井は欧米へ3か月の海外主張に。ワシントンではCIA長官のアレン・ダレスと会談。
- その後、ロンドン、ボンを訪問。
- 村井のロンドン到着の前後、ヒースロー空港において日本人が腹巻の中に100万円分の闖ドルを持ち込もうとして没収される事件が起こる。
- 外務省調査課長の曽野明は、村井が闖ドルで逮捕されたという誤情報を新聞にリーク。日本国内で報じられる。
- この事件をきっかけに村井は調査室長を更迭され、京都府国家地方警察隊長へ。

政官トライアングルの崩壊

- 村井の後任は警察官僚の木村行蔵。調整型の室長。
- 1953年3月の所謂「バカヤロー解散」と鳩山一郎一派の分離による吉田総理の求心力低下。
- 1956年1月28日には緒方が69歳で急逝。
- 江崎道朗「緒方が自民党総裁、そして総理大臣になっていれば、議会制民主主義のもとで『日本版CIA』が創設され、多角的な情報収集と分析に基づく、したたかな国家戦略が展開されていたかもしれない。」
- 調査室をCIAのような新たな中央情報機関へと脱皮させるという政治構想は頓挫。その後、調査室は限られた権限と予算で細々と活動せざるを得なくなる。



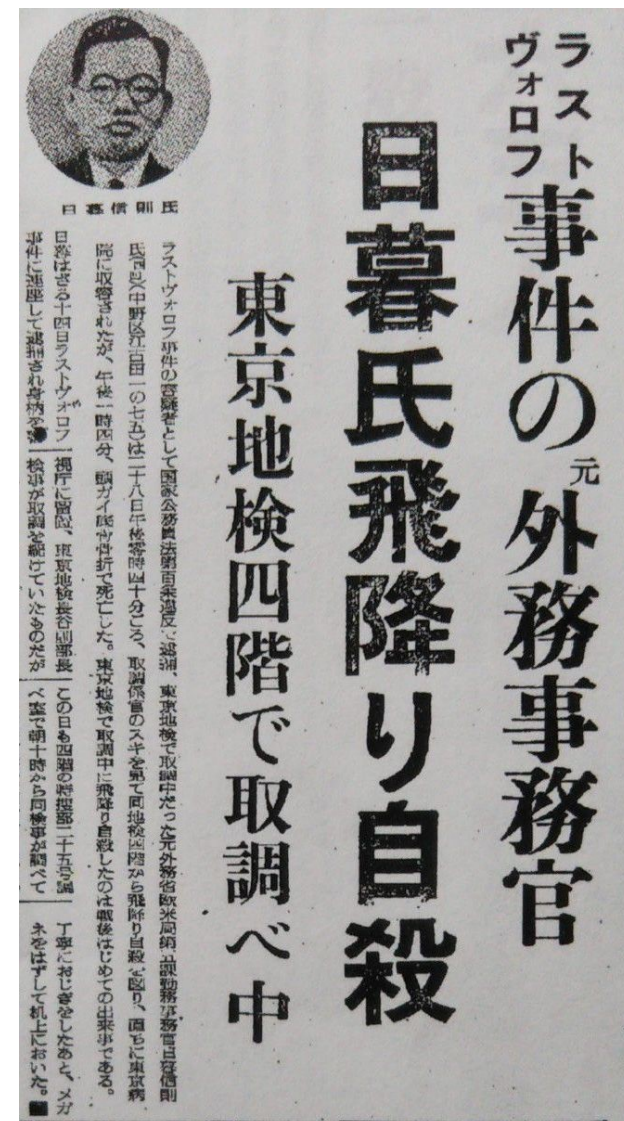
ラストボロフ事件の衝撃

- 調査室に勝利したかに見えた外務省、しかし外務省はスパイ事案に見舞われることに。。。
- 1954年1月24日にはソ連の情報員であるユーリー・ラストボロフが米国に亡命し、日本におけるソ連の対日工作活動について暴露。
- 協力者の多くは戦後ソ連に抑留された人々で、帰国と引き換えに協力を制約させられた「誓約引揚者」。日本大使館書記の日暮信則、庄司宏、朝日新聞社モスクワ支局長の清川勇吉、毎日新聞モスクワ支局長の渡辺三樹男、海軍駐在武官の沢田孝夫および海軍書記の大隅道春、在奉天第三方面軍情報参謀・志位正二ら。
- 元大蔵官僚の田村敏雄は後に首相となる池田勇人の側近となり、政財界の情報がソ連へ筒抜けに。



日暮信則らの逮捕

- 米国に亡命したラストボロフの証言から、警視庁警備部公安第3課は直ちに外務省欧米局の日暮信則（ひぐらししんそく）、外務省国際協力局第一課事務官の庄司宏、経済局経済2課事務官の高毛礼茂（たかもれしげる）を国家公務員法の守秘義務違反によって逮捕。
- 日暮は数億円を受け取っていたとされるが、取調べ中に飛び降り自殺、高毛礼は懲役8か月、罰金100万円、庄司は証拠不十分で無罪判決。
- 日暮と庄司は調査室にも属しており、特に日暮は村井の側近でもあったため、この事件は調査室の秘密保護体制の不備を示すものでもあった。



外務省の調査室に対する無関心

- ラストボロフ事件の影響①：機密保護法の不備が露わに。国家公務員法第100条では、国家公務員が秘密を漏洩した場合、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金という軽微な罰則→より強固な秘密保全の体制づくりの必要性。
- ラストボロフ事件の影響②：外務省は村井を追い落とすことに成功したが、調査室を縄張りとすることに失敗。その後、調査室の活動については冷淡になる。調査室が海外で調査を行うためには、パスポートの発行権限や外交電報のシステムを有する外務省の協力が不可欠→外務省の非協力によって調査室は海外での活動を断念。
- 調査室は室長が警察、次長が外務という人事が定着。

内閣調査室への改編

- 1957年の内閣官房組織令によって、調査室は総理府から内閣官房に移され、内閣調査室に改編される。
- 任務：①情報収集、②各省庁との連絡調整、③内閣の判断のための資料作成。
- 情報収集についての予算は3億円程度。その内機密費は1億円。
- 1966年10月には内調の外郭団体として機能していた世界政経調査会の内河昌富がハバロフスクでソ連当局に逮捕される。
- ソ連側の裁判資料では「内河は日本の内閣調査室及び世界政経調査会の指令を受け、ソ連の国家的軍事的機密に属する情報、日本の関係機関に提供されることによりソ連の利益を害するよう使用されうる性格の秘密情報を蒐集しようとし、また、実際に写真撮影、肉眼観察及びソ連市民との会話によって蒐集した。」とされる。懲役2年、強制労働2年の判決
- 志垣民郎による世論・言論調査。どの言論人が戦前に軍国主義や戦争礼賛を行い、戦後は転向して平和主義、民主主義礼賛を唱えるようになったかを調査。著名な言論人127名のリストを作り上げた。

日本の再軍備化と軍事インテリジェンス

- 1950年8月には警察予備隊が設置され、それは保安隊を経て1954年3月には防衛庁・自衛隊として発足。
- 1954年に陸上自衛隊幕僚監部第二部（情報）が設置されると、そこで情報調査の業務、特にソ連をはじめとする共産圏の情報の収集と分析を行うことになる。広瀬栄一ら旧軍関係者も。
- 第二部ではソ連から日本に帰国してくる引揚者の聞き取りや、ソ連で発行される新聞や雑誌といった公開情報の分析、ソ連のラジオ放送の受信、翻訳業務等を行う。
- 1954年には小平に陸上自衛隊調査学校が設置される。教科は戦略情報、情報、航空写真判読、地誌、調査、心理戦防護、英語、ロシア語、中国語、朝鮮語であり、そこで教育されたものが陸幕第二部や調査隊、資料隊に配属。
- 調査学校の対心理情報過程を修了した者は「青桐グループ」と呼ばれた。

陸自の情報組織

- 中央資料隊：第二部長が中央資料隊長を区処。任務は自衛隊の活動に資するための資料（主に公開された文書や地誌情報）を収集・整理・保管するというものであり、外国で発行されたものについては翻訳を行う。
- 寄村武敏「中国情報については米軍からもらうより与える方が多かった」
- 調査隊（CIC）：初代隊長は警察官僚の磯山春夫。その上の調査課長は警察官庁の後藤田正晴。旧中野学校卒業生を多く受け入れる。部内の機密書類や身分証、制服、武器紛失の調査、共産党勢力による自衛隊への浸透阻止、さらには部隊内の共産党のスパイを見つけ、別件を口実に辞職させる。警察との共同捜査も。

陸幕第二部特別勤務班（別班、ムサシ機関）

- 『影の軍隊』：「日本のCIA」、「共産党員を拉致」？
- 1954年頃に在日米軍が日本政府に対して、日米共同防衛作戦の実施と自衛隊による秘密情報工作員育成の必要性を提案。日米間で軍事情報専門家訓練（MIST）協定が結ばれ、同年9月から朝霞で教育訓練を開始。
- 1961年6月30日に防衛庁長官承認の下で、広瀬第二部長とウッドヤード米陸軍第500部隊指揮官との間で新協定が結ばれ、日米双方で人員と資金を分担（日本が25%、米国が75%）して創設したものが「ムサシ機関」
- 私服勤務で、極東ソ連、北朝鮮、中国、ベトナム等共産圏に対する調査活動が目的。
- 1960年当時の工作資金は毎月40万円程度。謝礼は一件2000円程度。
- 国会において久保卓也防衛局長が「私ども別班というものを持っておりません」と発言。

秘匿される通信傍受活動

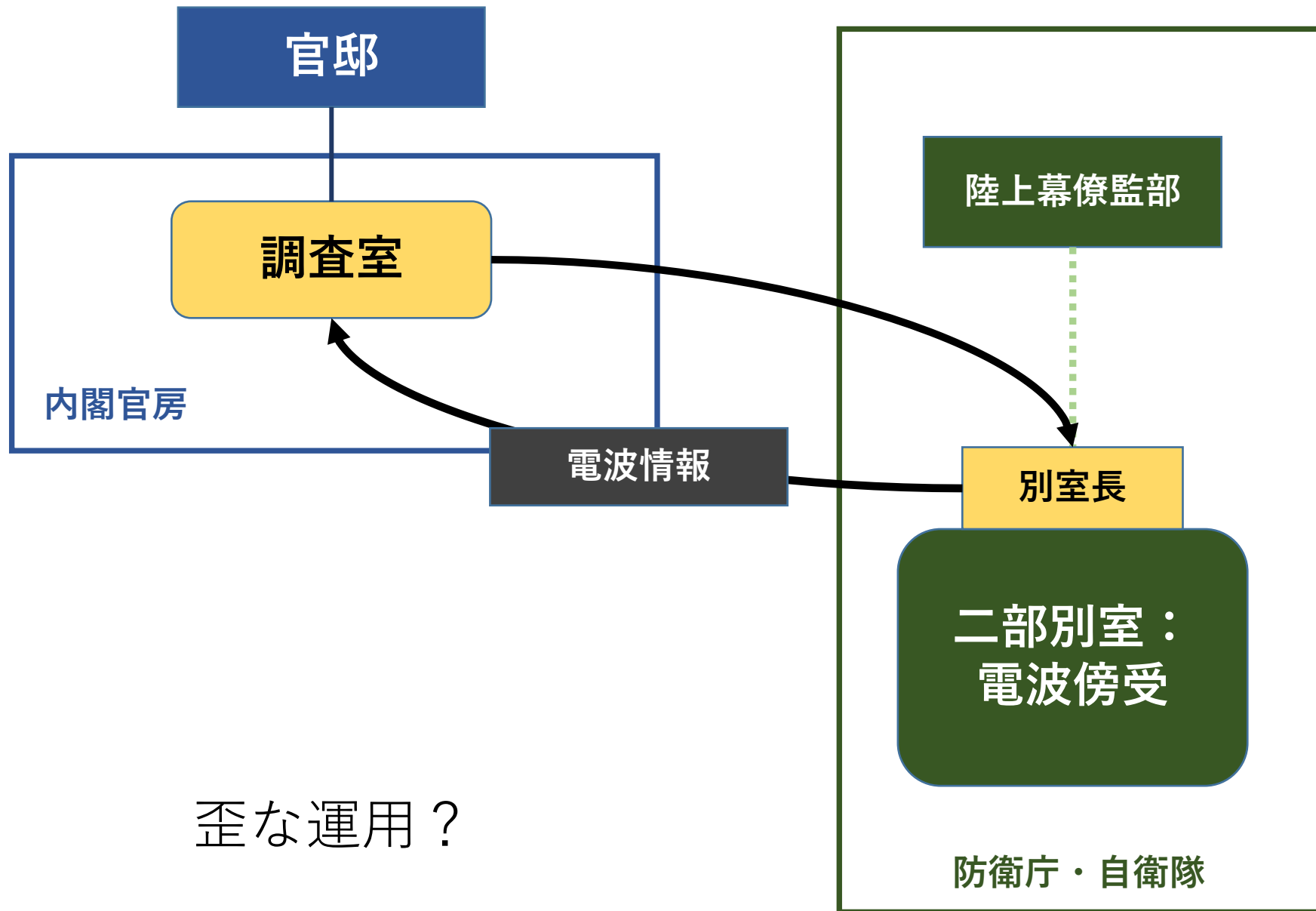
- 戦後各組織がばらばらに立ち上げる。調査室が主導する形で運営された陸上幕僚監部第二部別室（別室、または二別）、警察の「ヤマ」、公安調査庁の寺田技術研究所、そして外務省船橋分室。
- 米英は1948年から日本国内の米軍基地にアンテナを設置し、ソ連の通信傍受を開始。日本には一切知らされず。
- 警察予備隊総監部調査部暗号班→保安隊第一幕僚部第二部分遣隊→陸上幕僚監部第二部別室。
- 当初は陸幕で通信を傍受し、調査室で暗号を解読するという分業制。しかし調査室の定員が限られていたため、陸幕で暗号解読も行う。
- 調査室は別室を手放したくなかったため、別室長に警察官僚であった山口広司を充てる。陸幕長、二部長、防衛事務次官も別室については知らされないまま。

戦後日本のICの庇護者－後藤田正晴

- 元内務官僚。警察では公安畑、防衛庁では情報畑を歩み、数々のテロ事件を解決。警察を退官後は政治家に転身し、官房長官や副総理を歴任。90年代までICに対する影響力を持つ。「カミソリ後藤田」、「日本のアンドロポフ」とも。



電波傍受は内調の情報の中心だった。最初の施設は埼玉県の大井通信所だな。あれはね、近隣諸国で軍の部隊や艦隊が集まったときには、無線による交信が非常に多くなるので、すぐ分かる



歪な運用？

国会で問題視される別室

- 戦後、自衛官は文民統制（シビリアンコントロール）が原則、つまり防衛庁長官の管轄下にあるはず。しかし別室は。。。
- 中路雅弘・共産党代議士「陸幕長が人事管理権の保持者になっていない。別室長は別室長だ。では上はどこだということになれば、実際は内閣調査室につながっている、中心にした五者協議会に。ということが私は歴史的な経過だと思うのですね。（中略）最初五者の機関として、いわば日本のCIAの電波情報機関として中央機関を持ちたいと思ったけれども、それは言えなかった。計画は実現しなかった。だからその五者で、内閣調査室が中心になって、自衛隊の通信部隊、これを使って運用していこうというふうに考えた。」

別室の活動

- 別室傘下の通信所として、1954年12月に福岡県太刀洗通信所、1957年1月に北海道米軍東千歳通信所の稚内分遣班、同年8月に新潟県小舟渡通信所、1960年12月に東千歳通信所根室分遣班、1962年4月に鳥取県美保通信所、同年10月に鹿児島県喜界島通信所、1965年7月北海道根室通信所、1971年10月に東千歳通信所において電波傍受活動を開始。
- 田中賀朗・元東千歳通信所稚内分遣隊長「担当者は、方位測定と傍受の2グループからなる。前者はループアンテナで電波の発信位置を割り出す。後者が4時間交代でヘッドホンに耳を澄ませる。ソ連空軍のパイロットと基地との交信、軍事演習時の部隊間の会話などが聞こえる。ある時、ソ連の軍事演習をキャッチした。サハリン南端から上陸してくる部隊を途中で迎撃するという内容だった。」
- 1973年8月8日に東京のホテルグランドパレスから、後に韓国の大統領となる金大中が拉致されるという事件が生じているが、この時、実行犯達の会話を傍受していたのも二別だったという。ただし傍受を担当したのは自衛官ではなく内調職員。

迷走する秘密保護法制

- 1954年のラストボロフ事件→スパイ防止法の必要性。1961年12月の「改正刑法準備草案」ではスパイ罪が盛り込まれる。「防衛又は外交上の重大な機密を不法に探知し、又は収集した者は、2年以上の有期懲役に処する」。当時の法学者、弁護士、マスコミらは概ね賛意を示す。
- 法務省諮問機関の法制審議会においてスパイ罪を含む改正刑法草案が11年にもわたって審議されたが、最終的にスパイ罪については見送られた。理由は「時の政権によって恣意的に利用される恐れと、機密の内容をあらかじめ規定しておくことが困難」
- 警察は出入国管理令、外国人登録法、関税法や外為法といった法律に頼ることに。

実質秘と指定秘の混乱

- 1972年4月、沖縄返還協定に関わる日米間の密約が、外務省職員を通じて毎日新聞の西山太吉記者にリークされる（西山事件）。
- リークされた外務省の書類には「秘」の印が押されていなかったもので、指定秘の立場を取るなら秘密ではないともいえる。
- 1978年最高裁決定「秘密とは非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう」→実質秘の考え。
- 沖縄返還協定に関わる別の密約問題にも影響を与える→書類を作成せず。
- 佐藤栄作総理「日本に守られなきやならない機密、これがある、しかも国益に関する事柄だと、そういうものがどうも公になりがちだと、何かそこらに一つの網をつくっておかなきゃならないんじゃないかと、かように考える、これは私のもともとの持論でございます」



スパイ天国、日本

- スパイ防止法：国内で活動する外国政府のスパイを取締まれる法律－戦後日本は未整備→「スパイ天国」と揶揄される。
- ソ連KGBの部内教育テキスト：「ソ連のスパイが逮捕されたり国外に追放されたりすることをまったく心配することもなく、日本で重要な情報を集めることができる」
- ソ連絡みのものに限っても、1969年のセドフ事件、1971年のコノノフ事件、1974年のクブリツキー事件、1976年のマチューヒン事件、同年のゴッドリーブ事件等が警察に検挙される→当時、100名以上のKGB, GRU工作員が日本に常駐していたため、氷山の一角とも。
- イリーナ・アリモワ、シャミル・ハムジンの事件は全く公安の網にかからなかった。

黒羽一郎事件

- KGBによる「背乗り」の事例。
- 福島県の歯科技工士、黒羽一郎が1965年6月に行方不明。その後、黒羽一郎を名乗る人物が東京で活動。
- 1995年にCIAから警察庁に情報提供があり、黒羽がKGBの工作員であることが判明しているが、黒羽自身は既に出国しており、未解決事件に。
- 本物の黒羽の行方や黒羽の正体、更にはオウムとの繋がり等、謎の多い事件。
- 2020年にSVRが過去の工作員の名前を公表、その中にエフゲニー・キムという朝鮮系ロシア人の名前が。専門家は黒羽の可能性を指摘。



コズロフ・宮永事件（1980年）

- 宮永幸久：ソ連情報の専門家であり、陸幕第二部や中央資料隊勤務を経て、陸上自衛隊調査学校の副校長（陸将補）を務める。
- 宮永は定年後の再就職斡旋のためソ連大使館付武官、P.I.リバルキン大佐やその後任のコズロフ大佐に接触してしまい、金銭と引き換えに部内情報の提供を求められる。
- かつての上官・広瀬栄一「虎児を得るために、危ないところへ少しずつ入っていったのではあるまいか。たった一人で情報戦争を挑んでいたのではあるまいか。しかし個人と組織では勝負にならない。いつのまにか、日本のためにしようとしていたことがソ連を利していたのではないか」
- MICE（ネズミ）の原則。金（Money）、思想信条（Ideology）、強要と妥協（Coercion/ Compromise）、エゴ（Ego）。宮永は310万円を受け取っていた。
- 1980年1月17日、宮永は東京神田の紅梅坂でコズロフと接触した所を警察に確認され、翌日、宮永とその元部下2名が逮捕、コズロフはソ連へ帰国。

事件の余波

- 日米情報連絡会議において米側から提供された中国関連の情報が漏洩しており、これが裁判で公になると自衛隊と米軍の関係に悪影響を及ぼすことが懸念された。日本は裁判公開の原則。
- 米軍の資料については裁判で提示せず、概要を説明するという外形立証が採られた。
- 外形立証とは、①秘密指定の基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法。
- 1980年4月14日に自衛隊法第59条（秘密を守る義務）に基づき、宮永に懲役1年、他2名に懲役8か月の判決が下される。
- 1980年3月18日、グルジアのトビリシを訪問した在ソ連防衛駐在官の平野宏治らはGRUの工作によって毒の入ったウォッカを飲まされる。

レフチェンコ事件

- スタニスラフ・レフチェンコKGB少佐。
- 情報収集に加え、偽情報工作によって日米の離間とソ連への好感度アップを図る。石田博英元官房長官もレフチェンコの協力者の一人。
- サンケイ新聞の山根卓二記者（コードネーム「カント」）を通じて、1976年1月23日の同紙にねつ造した「周恩来の遺書」を掲載させ、日中間の離間を図った。
- 1979年10月24日にレフチェンコは単独で米国に亡命し、東京での活動を告白。「日本に「スパイ防止法」がないのはばかげている」
- ソ連政府は欠席裁判によってレフチェンコに死刑判決。



レフチェンコ事件の余波

- 中曽根首相「何しろ日本はスパイ天国と言われるような国でありまして、防衛庁の職員までがかかわるようなそういう事件もあります。そういうようなところから自民党の皆さんが非常に心配をされまして、そして案を練って提出してきたわけでございます。私もその後いろいろ事情も聞き、法案の内容等もいろいろ聞いてみまして、その必要性というものを私は痛感するに至りました」
- 自民党は1984年8月にスパイ防止法の第三次案を発表し、翌年に議員立法として「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」（通称「スパイ防止法」）を国会に提出。防衛秘密に加え外交上の秘密が加えられ、量刑が最高で死刑又は無期懲役という厳格なもの→野党、世論、マスコミからの猛反発。
- 野党は国会での審議拒否を貫き、同法案は12月21日の国会閉会と同時に審議未了のため廃案。
- 1986年にも自民党が、機密をより具体的に定義し、罰則規定を軽微にした改訂版（第四次案）を発表しているが、法制化を断念。本法案の問題は、国家機密をどのように定義し、指定するのか、といった点が最後まで突き詰められなかったことにある→2013年の特定秘密保護法に持ち越し。

秘密組織「調別」と大韓航空機撃墜事件

- 1975年1月の『軍事研究』の記事。
- 「その存在をよく知らない秘密のベールに包まれて、覗くことも許されぬものに二部別室がある。名前は一応、二部の別室になっているが、“陸幕”の二部長の管轄外で、陸・海・空から通信技能や暗号解読の専門家など約70名が派遣されて勤務についているが、主要幹部の多くは、防衛庁の“内局”や警察庁、外務省その他の官庁から出向してポストについているようで、別室長は歴代、警察畑の警視正クラスが警察庁からやってきて、一定期間就任し、ふたたび後輩と交代して警察へ帰ってゆくという、まことに不思議な機関である。（中略）その成果は“内調”へゆくのか、それとも外務省か、さっぱり、わけのわからないのが、すなわち、この二部別室である。」
- 国会でも文民統制の観点から問題視される。1977年には別室は陸上幕僚監部調査部第2課別室（調別）と名を変え鳴りを潜める。

秘密組織「調別」と大韓航空機撃墜事件

- 大韓航空機撃墜の通信傍受：戦後日本のインテリジェンスの大金星。
- NSAと米軍は30名程度の傍受員を北海道の航空自衛隊稚内通信所に配置し、ソ連防空軍の交信を傍受する「CLEF」作戦を実施。
- 同通信所では自衛隊と米軍が共同で勤務していたが、米軍の存在は秘匿されていた。上部組織は青森県米軍三沢基地の米空軍第6920電子保安群。
- 1983年9月1日午前3時25分（日本時間）、ニューヨーク発アンカレッジ経由ソウル行きの大韓航空機「KAL007」便がソ連防空軍の迎撃機スホーイ15のミサイル攻撃によって撃墜される。乗員269名が死亡。日米双方ではソ連空軍の通信を傍受。「何か」を撃墜したことを確認。
- 米側では当時から既にNSA、CIA、国防情報局（DIA）、国務省情報調査局（INR）の情報端末が結ばれており、直ちにすべての情報が集約され、分析にかけられた結果、大韓航空機はソ連防空軍に撃墜されたという結論を導き出す。

秘密組織「調別」と大韓航空機撃墜事件

- ただし米側の傍受記録はノイズが酷く、音声が鮮明に録音されず→日本側の傍受記録を求められる。
- 9月1日10時45分（ワシントン時間）、ジョージ・シュルツ国務長官が独断でソ連の行為を批判するテレビ会見を行う。
- 官房長官の後藤田正晴は撃墜から5時間後の8時半に韓国の民間航空機が行方不明との報告を受け、10時頃に撃墜の可能性が高いことを知らされている。「パワーポリティクスになると、日本の出番ではない」。
- 中曽根「大韓航空機事件を知ったのは、その日の午前4時頃でした。午前6時頃に、私は、外務省、防衛庁からも報告を受けた。事情が正確に把握できたのは昼頃でした。夜中になって、やるなら思い切ったことをやらないと駄目だと考え、自衛隊が傍受していたソ連の戦闘機と樺太の基地との交信記録を米側に提供することを、早急に決断しました。交信記録を私の手元に持ってきたのは、内閣調査室でした。」

中央情報機構の再編

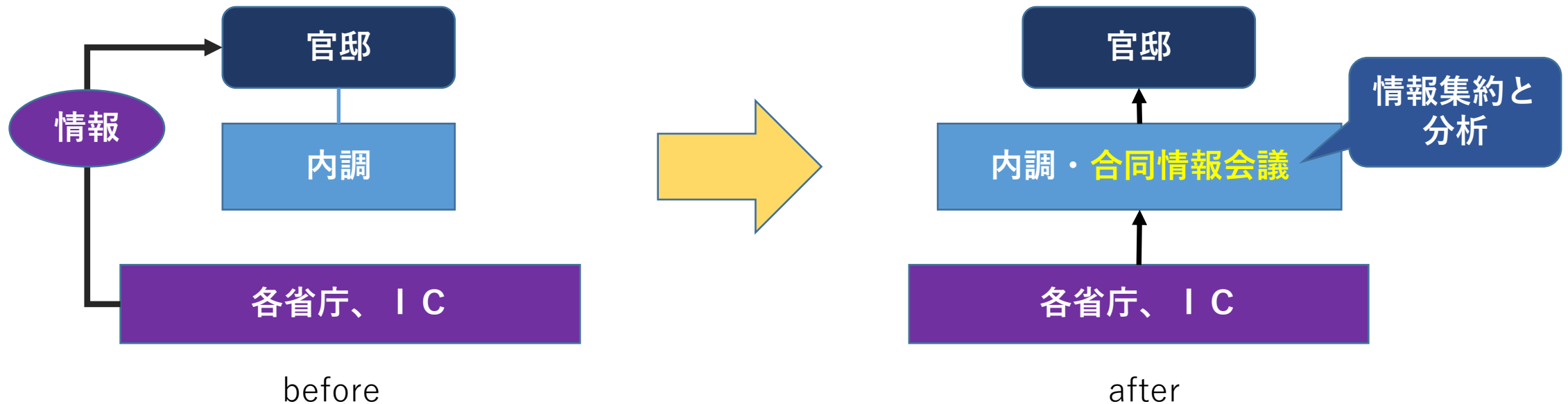
- 内調：戦前の反省から日本のICを束ねるべく設置されたが、実情は、権限と予算を与えられないまま、インテリジェンス・コミュニティーを束ねるにはほど遠い状況。
- 大森義夫・内調室長「各省庁の間に埋没する零細企業の有様」
- 調査室の任務は、国際情勢の分析、国内の世論調査や選挙調査等、基本的には公開情報を分析し、それを各省庁からの出向者が論稿に纏めることであり、調査室のレポートは「高級週刊誌」と揶揄。
- 中曽根政権以降は調査室長が総理にブリーフィングを行うという任務が与えられたものの、これは政策に資する情報提供というよりもむしろ時の総理の知的好奇心を満たす意味合いが大きかった。

纏まりを欠くIC

- 北朝鮮の核開発情報に関する高度の機密情報について、CIAは時に外務省、防衛庁、内閣調査室、警察庁とそれぞれ相手に応じて「配布先を使い分け、あるいは配布時間を微妙にずらす」ことで、日本の諜報組織を巧みに誘導し、操っていた。
- 各省庁は、報告すべき情報がある場合には内調を飛び越え、総理秘書官等を通じて直接官邸に情報を上げることが普通であった。
- 機微な情報を入手していても、それが時の政権の役に立ちそうにない、情報を上げてても日本政府が対策を取れない、政治家から情報が洩れるリスク、そして情報を上げてても政府が対応しなかったことが公に露呈するリスク等を考慮して、組織の判断で上げないケースはかなり存在→拉致情報は10年以上放置され、その間に20人近くの日本人が北朝鮮に拉致されている。
- 「（情報が）回らない、上がらない、漏れる」体制。

中央情報機構改革

- 臨時行政改革推進審議会（行革審）は1985年7月に「我が国内外の情報の収集・分析体制を強化するため」、内閣調査室の改組と内閣官房に合同情報会議を設置することを求めている。基本的な考え方は、インテリジェンス・コミュニティーを形成する各組織が一旦、合同情報会議に情報を提供し、そこで情報の集約と分析を施した上で、政策決定に寄与するようなインテリジェンスを政権に提供するという制度設計。



まとめ

- 戦前の陸海軍、外務省、内務省による縦割りの情報運用は、戦後にも引き継がれ、警察（内調）、公調、外務省、防衛庁という縦割り、省庁ごとの情報運用は続いた→国家レベルではなく省庁レベルのインテリジェンス運用。
- 対外情報機関については、吉田内閣時代の頓挫の影響が大きく、日本の外交・安全保障政策が米国のそれに従属するようになり、インテリジェンス組織の必要性が薄れた→冷戦期には対外情報機関は設置されず。
- 秘密保護法制に至っては、戦前からむしろ後退。ただし戦前には宮澤・レーン事件のような冤罪事件も起こしているため、国民やマスコミの警戒感も強かった。